

中国における知的財産権濫用に対する 独禁法適用



中原信達知識産権代理有限責任公司

Zhijie HAN

中原信達知識産権代理有限責任公司(CHINA SINDA Intellectual Property Ltd.)は、1993年に設立された知的財産専門の法律事務所。北京、ワシントンDC、東京、ミュンヘン、シンガポールに事務所を有する。Zhijie HAN氏は中国弁護士。中原信達事務所に所属する前は、中国特許庁の法務部で長年勤務し、特許法の第三次改正、職務発明の報酬規程の草案作成を始め、知的財産権に関する多くの法律および規則等の改正に関与してきた。

1. 知的財産権分野における独禁法適用の現状

中華人民共和国独占禁止法（「独禁法」）は、2008年8月1日に施行されているが、施行後7年以上を経た現在までの間、知的財産権分野において独禁法が適用されることは稀であった。これは主に、知的財産権分野での独禁法適用のための附則や実施細則類がなかったためである。

しかし、最近では状況が変わりつつある。まず、中国国家工商行政管理総局(State Administration for Industry and Commerce : SAIC)により策定された「知的財産権の濫用による競争の排除または制限行為の禁止に関する規定」（以下、「SAIC規定」）が、2015年8月1日に施行された。また、中国国家発展改革委員会(National Development and Reform Commission : NDRC)により草案が作成された「知的財産権の濫用に関する独占禁止の指針」（以下、「NDRC指針案」）も公表され、2016年1月1日～2016年1月20日の間、パブリックコメントが募集された。

なお、SAIC規定は一部門（SAIC）の部門規則に過ぎず、その効力、範囲においても限界がある。日本の知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインに相当する指針については、2015年に国務院独占禁止委員会が起草作業を開始した。作業計画によれば、まず中国の独占禁止法執行機関であるNDRC、SAICおよび商務部にそれぞれの職責に基づく指針案を起草させ、最終的に独占禁止委員会これらの指針案をとりまとめ、発布する予定となっている。NDRC指針案はこの作業計画に従って作成されているものである。

2. SAIC 規定の概要

SAIC 規定では、独禁法と知的財産権保護の目的が次のように述べられている。すなわち、独禁法と知的財産権保護の目的とするところは共通しており、ともに、競争と革新を促し、経済活動の効率性を改善し、消費者および公衆の利益を保護することを目的とする。

また、SAIC 規定では、知的財産権の所有と市場支配との関係が次のように述べられている。すなわち、知的財産権を所有することが市場における支配的地位をもたらす要因となり得るが、知的財産権の所有のみにより市場における支配的地位が保証されるわけではない。

SAIC 規定は、さらに、以下についての規定が別途なされている。

- (a)知的財産権のライセンス（第7条）
- (b)知的財産権の取引（第8条）
- (c)知的財産権の行使の過程における抱き合わせ販売（第9条）
- (d)知的財産権の行使の過程における不合理な制限（第10条）
- (e)同一の取引条件を有する相手方の差別の禁止（第11条）
- (f)パテントプール（第12条）
- (g)標準技術と知的財産権との関係（第13条）

たとえば、（d）知的財産権の行使の過程における不合理な制限については、該当する行為が以下の通り列挙されている。

- (1)取引の相手方に、相手方が改善した技術の独占的なグラントバック要求すること
- (2)取引の相手方が、取引対象となる知的財産権の有効性について争うことを禁止すること
- (3)ライセンス契約の期限満了後に、取引の相手方が、知的財産権を侵害することなく、競合する商品または技術を使用することを制限すること

(4)権利期間が既に満了したまたは無効と宣言された知的財産権の権利行使を継続すること

(5)取引の相手方が第三者と取引することを禁止すること

(6)取引の相手方に対して、不合理な制限的条件を課すこと

さらに、事業者が競争を排除または制限するために知的財産権を濫用したか否かを評価するための基準として、以下が規定されている（第15条）。

(1)事業者による知的財産権行使の性質および態様を特定する

(2)知的財産権に関わる事業者間の相互関係の性質を特定する

(3)知的財産権の行使に関わった関連市場を定義する

(4)知的財産権の行使する事業者の市場地位を特定する

(5)事業者の知的財産権行使が関連市場における競争に与えた影響を分析する

SAIC 規定では、また、知的財産権の濫用に対する行政処罰を規定している（第17条）。第17条では、事業者が知的財産権を濫用して競争を排除または制限する行為が、独占的協定（独占禁止法第13条および14条で定める価格固定や販売量制限などの条件を含む協定）に該当する場合、SAIC は、違法行為の差止を命じ、違法所得を没収すると同時に、前年度の売上高の1パーセント以上10パーセント以下の額の罰金を科す。独占的協定がまだ実施されていない場合は、50万元以下の罰金を科すことができる。

事業者が知的財産権を濫用して競争を排除または制限する行為が、市場支配的地位の濫用に該当する場合、SAIC は、違法行為の差止を命じ、違法所得を没収するとともに、前年度の売上高の1パーセント以上10パーセント以下の額の罰金を科す。SAIC は、具体的な罰金額を決定するに当たって、違法行為の性質、情状、程度、継続期間等を考慮しなければならない。

3. NDRC 指針案の概要

冒頭記載の通り、NDRC 指針案は国务院独占禁止委員会の作業計画に従い、次の4つの独禁法の目的に沿うように作成された。

- (1)知的財産権の濫用に係る独占禁止規則やルールを確立すること
- (2)独禁法執行の透明性を向上させること
- (3)市場の予測について、より明確で合理的な指針を提供すること
- (4)知的財産権を合法的に行使するよう事業者を導くこと

さらに NDRC 指針案では、以下4つの適用原則が定められている。

(1)独禁法に基づき知的財産権の行使を規制するにあたり、知的財産権の特徴を考慮しつつ独禁法の基本的な分析の枠組に従い、他の財産権と同一の規制標準を使用する

(2)知的財産権を所有しているという事実のみによって、関連市場において市場支配的地位を有するという推量を導くことはない

(3)知的財産権の行使が競争を排除または制限するか否かを判断するにあたり、知的財産権の行使が競争および技術革新に与えるプラス面を十分に考慮する

(4)知的財産権を行使する者により提示された事実、主張、証拠が法執行機関により十分に検討される、公正で透明性のある制度および手続を提供する

上記基本原則のなかでも、とりわけ知的財産権に関連する「関連市場(relevant market)」の定義に注意する必要がある。知的財産権に関連する関連市場は、他の財産権の関連市場と同様に、関連する商品の市場および関連する地域の市場であるが、知的財産権の特徴が考慮されるべきである。知的財産権は、直接的な取引対象となることができ、また商品またはサービスの提供に使用することもできる。したがって、知的財産権に関わる市場独占の分析において関連する商品市場を定義するだけで知的財産権の行使が及ぼす競争上の効果を完全に評価することは難しく、関連する技術市場との関わりを考慮する必要がある。

NDRC 指針案によると、関連する技術市場とは、知的財産権の技術と、その知的財産権の技術と競争関係にある技術であってその知的財産権の技術を置き換える

ことができる技術を含む市場をいう。技術の代替を判断する要素としては、技術の属性、適用範囲、ライセンス料、知的財産権の権利期間とともに、需要者が代替技術を選択する可能性および選択した場合に発生する費用が検討される。異なる技術の使用により、代替商品がもたらされる場合、これら異なる技術は互いに代替できる可能性が高い。

知的財産権と関連する商品市場および技術市場の定義に際しては、さらに関連の地域市場を定義する必要がある。地域市場の定義に際しては、知的財産権の地理的範囲の性質を検討する必要があり、関連する知的財産権取引が複数の国および地域に関わる場合、取引条件が地域市場の定義に与える影響についても検討する必要がある。

NDRC 指針案は、さらに、研究開発、パテントプール、クロスライセンス、技術標準設定、価格設定制限、独占的グラントバック、不競争条項等を含む、競争を排除または制限するおそれのある知的財産権契約について定めている。

NDRC 指針はまた、知的財産権ライセンスにかかる不当に高額なロイヤルティ、ライセンスの拒絶、抱き合わせ販売、不合理な条件の強要、差別的取り扱いを含む、知的財産権所有者による市場支配的地位の濫用について分析している。

4. まとめ

独禁法の施行から7年以上が経過し、その適用はますます厳格なっている。知的財産権分野は、独禁法適用の次の焦点となり、今後知的財産権の濫用に対する独禁法当局の取り締まりが強化されることが予想される。SAIC 規定はすでに施行されており、「知的財産権の濫用に関する独占禁止の指針」は、NDRC 指針案などの調整を経て、近い将来に公布される予定である。これらの規定や指針が中国の知的財産権分野における独禁法適用の基盤となり、より透明性の高い運用が実現され、公正な競争と技術革新の発展に資するものになることが期待される。

平成27年度

新興国等における知的財産
関連情報の調査

(編集協力：日本技術貿易株式会社)